

西宮市屋外広告物条例(平成 19 年度西宮市条例第 31 号)第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記の区域を同号に規定する市長が指定する区域として指定したので告示する。

平成 28 年1月8日

西宮市長 今村 岳司

記

1. 西宮市屋外広告物条例(平成 19 年度西宮市条例第 31 号)第 10 条第 1 項第 3 号の規定により市長が指定する区域
西宮市都市景観条例(平成 21 年西宮市条例第 8 号)第 7 条第 1 項の規定により指定された景観重点地区のうち、津門大塚地区
2. 指定日
平成 28 年1月8日
3. 問い合わせ先
西宮市都市計画部

以上